

(非公式訳)

投資委員会布告

第 1/2564 号

件名：生産効率を向上する措置

---

省エネルギー、代替エネルギーの使用、または環境負荷低減のための機械入れ替え、研究開発支援、エンジニアリング設計、持続可能な国際基準へのアップグレードに資する投資促進のため、

仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 16 条第 2 段落、第 18 条、第 28 条および第 31 条の権限に基づき、投資委員会は、以下の措置を發布する。

第 1 項 仏暦 2560 年 (2017 年) 10 月 28 日付投資委員会布告 第 9/2560 号 件名：生産効率を向上するための投資促進措置を廃止する。

第 2 項 省エネルギー、代替エネルギー使用または環境負荷低減のための生産効率の向上を促進するための措置

2.1 本措置は奨励事業か否かを問わず既存事業に適用する。ただし、奨励申請の際に制定されている投資委員会が発表した投資奨励対象業種に該当する事業であること。

2.2 既存の奨励事業で法人所得税免除・減税期間終了後、または法人所得税免除の恩典が付与されない事業の場合、本措置の下で奨励を申請することができる。ただし、特定政策のある業種は除外し、事務局が定めた恩典を付与しない。

2.3 土地代および運転資金を除き投資金額は最低 100 万バーツ以上でなければならない。ただし、中小企業 (SMEs) の場合、土地代および運転資金を除き投資金額は最低 50 万バーツ以上でなければならない。

2.4 項目 2.3 に基づき、中小企業 (SMEs) になる事業は以下の条件とする。

2.4.1 奨励事業と非奨励事業と合わせて申請者の総事業の収入金額が励事業の収入発生日より最初の 3 年間で、一年当たり 5 億バーツ以下でなければならない。

2.4.2 タイ国籍者が登録資本金の 51% 以上の株式を保有しなくてはならない。

2.5 以下の何れかひとつを遂行し、省エネルギー、代替エネルギー使用、環境負荷低減のための機械入れ替え計画を提出すること。

- 2.5.1 指定の比率でエネルギー使用量を削減するために近代技術の機械の入れ替えに投資すること。
- 2.5.2 全体のエネルギー使用量に対し、指定の比率で事業において代替エネルギーを使用するために機械の入れ替えに投資すること。
- 2.5.3 指定の基準で廃棄物量、排水量または大気汚染の排気量を削減する環境負荷の低減のために機械の入れ替えに投資すること。

2.6 恩典は以下の通りとする。

- 2.6.1 機械の輸入関税の免除。
- 2.6.2 土地代および運転資金を除く投資金額の 50%を上限に法人所得税を 3 年間免除する。なお、法人所得税免除対象の収入は既存事業からのものとする。
- 2.6.3 法人所得税免除期間は奨励証書受理後収入が発生した日からとする。

2.7 仏暦 2565 年（2022 年）の最終日までに奨励申請をしなければならない。また奨励証書発行日から 3 年以内にプロジェクトを完成しなければならない。

### 第 3 項 機械入れ替えによる生産効率の向上を促進するための措置

3.1 本措置は奨励事業か否かを問わず既存事業に適用する。ただし、奨励申請の際に制定されている投資委員会が発表した投資奨励対象業種に該当する事業であること。

3.2 既存の奨励事業で法人所得税免除・減税期間終了後、または法人所得税免除の恩典が付与されない事業の場合、本措置の下で奨励を申請することができる。ただし、特定政策のある業種は除外し、事務局が定めた恩典を付与しない。

3.3 土地代および運転資金を除き投資金額は最低 100 万バーツ以上でなければならない。ただし、中小企業(SMEs)の場合、土地代および運転資金を除き投資金額は最低 50 万バーツ以上でなければならない。

3.4 項目 3.3 に基づき、中小企業 (SMEs) となる事業は以下の条件とする。

3.4.1 奨励事業と非奨励事業と合わせて申請者の総事業の収入金額が奨励事業の収入発生日より最初の3年間で、一年当たり5億バーツ以下でなければならない。

3.4.2 タイ国籍者が登録資本金の51%以上の株式を保有しなくてはならない。

3.5 指定の基準で生産効率向上のための既存の生産ライン・サービス提供で機械、自動化またはロボットの導入などの機械入れ替え計画を提出すること。

3.6 恩典は以下の通りとする。

3.6.1 機械の輸入関税を免除する。

3.6.2 土地代および運転資金を除く投資金額の50%を上限に法人所得税を3年間免除する。なお、法人所得税免除対象の収入は既存事業からのものとする。

なお、生産ライン・サービス提供で自動化またはロボットを導入または入れ替え機械の総額の30%以上をタイ国内におけるオートメーション機械製造との連携または支援の場合は、土地代および運転資金を除く投資金額の100%を上限に法人所得税を3年間免除する。

3.6.3 法人所得税免除期間は奨励証書受理後収入が発生した日からとする。

3.7 仏暦2565年(2022年)の最終日までに奨励申請をしなければならない。また奨励証書発行日より3年以内にプロジェクトを完成しなければならない。

#### 第4項 効率向上のための研究開発およびエンジニアリング設計への投資を促進するための措置

4.1 本措置は奨励事業か否かを問わず既存事業に適用する。ただし、奨励申請の際に制定されている投資委員会が発表した投資奨励対象業種に該当する事業であること。

4.2 既存の奨励事業で法人所得税免除・減税期間終了後、または法人所得税免除の恩典が付与されない事業の場合、本措置の下で奨励を申請することができる。ただし、特定政策のある業種は除外し、事務局が定めた恩典を付与しない。

4.3 土地代および運転資金を除き投資金額は最低 100 万バーツ以上でなければならない。ただし、中小企業(SMEs)の場合、土地代および運転資金を除き投資金額は最低 50 万バーツ以上でなければならない。

4.4 項目 4.3 に基づき、中小企業(SMEs)となる事業は以下の条件とする。

4.4.1 奨励事業と非奨励事業と合わせて申請者の総事業の収入金額が奨励事業の収入発生日より最初の 3 年間で、一年当たり 5 億バーツ以下でなければならない。

4.4.2 タイ国籍者が登録資本金の 51%以上の株式を保有しなくてはならない。

4.5 指定の基準で研究開発およびエンジニアリング設計の投資計画を提出すること。

4.6 奨励申請日より最初の 3 年間の売り上げの 1%以上研究開発およびエンジニアリング設計への投資もしくは費用がなければならない。中小企業の場合、奨励申請日より最初の 3 年間の売り上げの 0.5%以上研究開発およびエンジニアリング設計への投資がなければならない。

4.7 恩典は以下の通りとする。

4.7.1 機械の輸入関税を免除する。

4.7.2 土地代および運転資金を除く投資金額の 50%を上限に法人所得税を 3 年間免除する。なお、法人所得税免除対象の収入は既存事業からのものとする。

4.7.3 法人所得税免除期間は奨励証書受理後収入が発生した日からとする。

4.8 2022 年の最終日までに奨励申請をしなければならない。また奨励証書発行日より 3 年以内にプロジェクトを完成しなければならない。

## 第 5 項 持続可能な国際基準へのアップグレードに資する効率向上のための措置

5.1 本措置は奨励事業か否かを問わず既存事業に適用する。ただし、奨励申請の際に制定されている投資委員会が発表した投資奨励対象業種に該当する事業であること。

5.2 既存の奨励事業で法人所得税免除・減税期間終了後、または法人所得税免除の恩典が付与されない事業の場合、本措置の下で奨励を申請することができる。ただし、特定政策のある業種は除外し、事務局が定めた恩典を付与しない。

5.3 土地代および運転資金を除き投資金額は最低 100 万バーツ以上でなければならない。ただし、中小企業(SMEs)の場合、土地代および運転資金を除き投資金額は最低 50 万バーツ以上でなければならない。

5.4 項目 5.3 に基づき、中小企業(SMEs)となる事業は以下の条件とする。

5.4.1 奨励事業と非奨励事業と合わせて申請者の総事業の収入金額が奨励事業の収入発生日より最初の 3 年間で、一年当たり 5 億バーツ以下でなければならない。

5.4.2 タイ国籍者が登録資本金の 51%以上の株式を保有しなくてはならない。

5.5 農業関連産業の持続可能な国際基準へのアップグレードに資するために、適正農業規範 (Good Agriculture Practices: GAP)、森林管理協議会 (Forest Stewardship Council: FSC)、PEFC 森林認証制度相互承認プログラム (Program for the Endorsement of Forest Certification Scheme)、食品安全管理システム規格 (ISO 22000) または、持続可能な森林管理システム (ISO 14061 Sustainable Forest Management System (SFM)) などへの投資もしくは費用がなければならない。

5.6 恩典は以下の通りとする。

5.6.1 機械の輸入関税の免除。

5.6.2 土地代および運転資金を除く投資金額の 50%を上限に法人所得税を 3 年間免除する。なお、法人所得税免除対象の収入は既存事業からのものとする。

5.6.3 法人所得税免除期間は奨励証書受理後収入が発生した日からとする。

5.7 仏暦 2565 年 (2022 年) の最終日までに奨励申請をしなければならない。また奨励証書発行日より 3 年以内にプロジェクトを完成しなければならない。

2020 年 11 月 4 日より有効とする。

布告日 2021 年 1 月 13 日

陸軍大将

(プラユット・チャンオーチャー)

首相

投資委員会委員長